

## 介護慰労金手続きのお知らせ 平成24年度第2回目受付

- 受給対象者 Ⅱ 次のすべての要件を満たす人
  - 65歳以上の要介護高齢者を介護している場合
  - ① 要介護高齢者、介護者（受給対象者）が、2月1日現在、鹿屋市に引き続き1年以上居住し住民登録を有していること
  - ② 65歳以上で、平成24年8月2日から要介護2（重度認知症に限る）、要介護3、要介護4、要介護5の認定を受けている人を、同居又はこれに準ずる状態で継続して6か月以上、在宅で介護していること
  - ③ 2月1日の資格認定日に、在宅で介護していること
- 次の人は受給対象者ではありません
  - 平成24年8月2日以降、延べ3か月以上の長期入院（入所）をした要介護高齢者
  - 要介護2の人で介護保険法に基づく要介護認定申請に係る認定調査票及び主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度判

定基準のランクⅠ、Ⅱa、Ⅱbの人

- 20歳から64歳までの要介護障害者を介護している場合
- ① 要介護障害者、介護者（受給対象者）が、2月1日現在、鹿屋市に引き続き1年以上居住し住民登録を有していること
- ② 平成24年8月2日以前から特別障害者手当を受給している要介護障害者を、同居又はこれに準ずる状態で継続して6か月以上、在宅で介護していること
- ※ 所得制限等で特別障害者手当を受給していない障害者を在宅介護している人はご相談ください。
- ③ 2月1日の資格認定日に、在宅で介護していること
- 次の人は受給対象者ではありません
  - 平成24年8月2日以降、延べ3か月以上の長期入院（入所）をした要介護障害者

### 支給額（一人当たり）

- ① 要介護4、要介護5の要介護高齢者 Ⅱ 年額6万円
- ② 要介護2（重度認知症に限る）、要介護3の要介護高齢者 Ⅱ 年額3万円

③ 要介護障害者 Ⅱ 年額3万円

- 申請時に必要なもの Ⅱ 申請書（民生委員の証明が必要）、介護者名義の預金通帳、介護保険被保険者証（要介護認定を受けている人のみ）
- 申請期間 Ⅱ 2月1日（金）～28日（木）
- 申請方法 Ⅱ 直接申請してください。

### 問 市高齢福祉課

（1階⑦番窓口）  
☎ 0994-31-1116  
各総合支所市民生活課

### 障害者控除及びおむつ代医療費控除について

障害者控除対象者認定書の交付について  
所得税や地方税では、申告する本人又は扶養親族が「障害者（又は特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。  
また、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、65歳以上で介護保険の要介護認定（要支援を除く）を受けている人等は、「障害者控除」の対象となる場合があります。  
この場合、障害者手帳等の

## 国民年金保険料は、まとめて前払（前納）するとお得です!!

### ● 国民年金保険料の現金払い

現金で毎月納付する場合	14,980円×12回 1年分は、179,760円
現金で半年分前納すると	1,460円割引 89,150円×2回 178,300円
現金で1年分前納すると	3,190円割引 176,570円

- 6か月前納 = 4月～9月分の保険料を4月末に納入、10月～翌年3月分を10月末に納入
- 1年分前納 = 4月～翌年3月分を4月末に納入

金額については平成24年度の保険料で算出しています。

### ● 国民年金保険料の口座振替

口座振替で半年分前納すると	2,040円割引 88,860円×2回 177,720円
口座振替で1年分前納すると	3,770円割引 175,990円

- 1か月前納 = 当月末の振替で、月々の保険料が50円お安くなります。
- 申込期限 1年分又は上期6か月分 = 2月末日  
下期6か月分 = 8月末日

### ● 申込方法など

- 必要な物 = 通帳、金融機関の届出印
- 申込方法 = 市民課、各総合支所市民生活課、又は鹿屋年金事務所に直接お申し込みください。

問 市民課（1階④番窓口） ☎ 0994-31-1114 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5123